

各種基準および地域子ども・子育て支援事業について

1 これまでの経過と今後のスケジュール

(1) 各種基準

認可等の関係事務が平成26年度後半から開始予定であり、周知期間等を考慮すると、26年6月市議会に条例案を提出する必要があることから、現状について報告します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育とともに、現在実施中のニーズ調査の結果を踏まえて、「量の見込み」を25年度内に確定しますが、その後の確保方策等についての協議を進めていくにあたって、対象事業の現状について報告します。

今後の主な事務作業と子ども・子育て会議の開催スケジュール

	平成25年度						平成26年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～3月
ニーズ調査関係		←→ 調査票の送付・回収	←→ 単純集計結果速報	←→ 結果分析・報告書作成		←→ 量の見込み確定・報告	
事業計画関係				←→ 策定方針・骨子案等の内容検討			9月：取りまとめ 3月：計画確定
基準関係		←→ 各種基準（条例案）の内容検討					6月：条例案提案 10月：事務開始
子ども・子育て会議	【第1回】 会議設置 ニーズ調査項目の検討	【第2回】 各種基準および地域子ども・子育て支援事業の現状		【第3回】 集計結果の速報 計画策定方針の協議		【第4回】 量の見込みの推計 計画骨子案の協議 各種基準案の協議	計画内容 利用定員 利用者負担等について、 5回程度開催予定

2 各種基準について

(1) 概要および対象基準

子ども・子育て支援新制度施行に向け、認可・運営基準や認定基準等の各種基準を設定する必要があります。

ア 今後、条例による設定が必要と想定される主な関係基準

認可基準	・ 幼保連携型認定こども園・保育所・地域型保育事業の認可基準
運営基準	・ 給付の対象として確認を受ける施設の運営基準
認定基準	・ 保育の必要性の認定に関する基準

イ 本市が定めている現行の保育関係基準

施設の認可基準	・秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
保育の実施基準	・秋田市保育の実施に関する条例
手続き・保育料等	・秋田市保育の実施に関する条例施行規則

(2) 今後の対応

各種基準の具体的な内容については、現在、国の子ども・子育て会議において協議されていることから、本市においてもその内容を注視しつつ検討を進めるとともに、25年度末に公布予定の関係政省令の内容も踏まえて、25年度内に基準案(条例案)の骨子を定める予定です。

3 地域・子ども子育て支援事業について

(1) 概要

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に規定されている13事業で、その多くは各法律に基づき現在も実施していますが、子ども・子育て支援新制度施行後は、地域子ども・子育て支援事業として一体的に実施していくこととなります。

(2) 対象事業

ア 児童福祉法等の各法律に基づき現在も実施されている事業(10事業)

延長保育事業
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
子育て短期支援事業
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
養育支援訪問事業等
地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業
病児・病後児保育事業
ファミリー・サポート・センター事業
妊婦健康診査

イ 子ども・子育て支援法において新たに規定された事業(3事業)

利用者支援
実費徴収に係る補足給付を行う事業
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 本市における対象事業の現状と今後の対応

本市では、新規3事業を除く10事業を実施中であり、現状の課題や「量の見込み」等を踏まえた上で、事業規模・内容等を決定します。

新規3事業については、現段階で内容等が確定していないことから、国の子ども・子育て会議の協議を注視しながら、随時検討を進めていきます。